

○白川村通勤就職者助成金交付要綱

平成23年3月29日

要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本村の移住・定住人口の増加を図るため村に住所を置き、村外に安定的に就労する若者勤労者に対し、予算の範囲内で通勤費助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に定める用語の定義は当該各号の定めるところによる。

- (1) 住所とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定める住所をいう。
- (2) 村外とは、白川村以外をいう。
- (3) 安定的な就労とは、通年にわたり雇用され、社会通念上、月の就労すべき日数勤務し、通勤していることをいう。
- (4) 村税等とは、村県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険料、介護保険料、水道料及び下水道料など、村に収めるべき税金、保険料、使用料などをいう。
- (5) 暴力団員とは、白川村暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等をいう。

(助成金の交付額)

第3条 助成金の交付額は別表のとおりとする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 村に住所を置き、村外に安定的に就労している者であること。
- (2) 自家用車で通勤する者、または公共交通機関で通勤する者であること。ただし、自家用車で通勤する場合においては、自宅から就労先の事業

所までの距離が一般道で片道40km以上ある者であること。

(3) 村税等の滞納をしていない者であること。

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けていない者であること。

(5) 暴力団員でないこと。

(6) 就労先の事業所から出されている通勤手当に高速料金の手当が含まれていない者

(助成金の交付申請)

第5条 申請者は、白川村通勤就職者助成金交付申請書兼就業証明書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて6月30日までに村長に提出しなければならない。ただし、年度途中から前条の要件に該当することとなった者の申請は、随時受け付ける。

(助成金交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、白川村通勤就職者助成金交付（変更・再開）決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、助成金申請者に通知する。

2 村長は、助成金の交付を決定するときは、申請者の通勤の実態等について必要な調査をすることができる。

(助成金交付決定の取消し)

第7条 村長は、第4条に定める要件を欠くに至った者に対しては、助成金交付の決定を取り消すものとする。

(助成金交付請求)

第8条 第6条の規定による交付決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、白川村通勤就職者助成金現況届兼交付請求書（様式第3号）を提出することで村長に助成金の請求をすることができる。

(助成金の申請内容の変更)

第9条 助成対象者は、申請書の内容に変更が生じた場合は、白川村通勤就業者助成金変更承認申請書（様式第4号。以下「変更承認申請書」という。）に関係書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 村長は、変更承認申請書の提出により、助成金額又は助成金の交付対象期間を変更すべきものと決定した場合は、決定通知書により当該助成金交付決定者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第10条 助成金の交付は、4月～11月分を12月に、12月～3月分を4月に行うものとする。ただし、第5条ただし書以降の要件に該当する者は申請月の翌月分から交付するものとし、月の途中で第4条に定める要件に該当しなくなったときは、当該月の助成金を日割りにて交付する。

2 助成額について月の途中で所定の通勤日数に変更が生じた場合、その月は変更前の通勤日数で算定された交付額を交付し、翌月から変更後の通勤日数で算定された交付額を交付するものとする。

（調査）

第11条 村長は、助成金の交付に関し必要があると認めるときは、助成対象者に対し、報告を求め、関係者に質問するなどの調査をすることができる。また、この調査は、証明書等の提出をもって代えることができる。

（その他）

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年要綱第7号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年要綱第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年要綱第9号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

通勤日数	交付額	交付期間	備考
一年を通して所定の通勤日数が週5日以上（年間217日以上）	20,000円	10年 （※以前に当該助成金を受給していた者は10年からその受給年数を引いた期間を交付期間とする。）	※有給・祝日等の日数は通勤日数に含むものとする。
一年を通して所定の通勤日数が週4日（年間169日～216日）	15,000円		
一年を通して所定の通勤日数が週3日（年間121日～168日）	10,000円		

白川村通勤就職者助成金交付申請書兼就業証明書

白川村長様

住所 大野郡白川村大字

氏名

白川村通勤就職者助成金交付要綱第5条により、下記の通り申請いたします。

申請者		連絡先	
就職先		職種	
通勤方法	自家用車通勤 ・ 公共交通機関		
通勤経路 (自家用車の方のみ)	一般道利用 ・ 高速道路利用	距離（一般道）	片道 _____ km
通勤日数	<input type="checkbox"/> 一年を通して所定の通勤日数が週5日以上（年間217日以上） <input type="checkbox"/> 一年を通して所定の通勤日数が週4日（年間169日～216日） <input type="checkbox"/> 一年を通して所定の通勤日数が週3日（年間121日～168日）		
通勤手当	通勤手当に高速料金が含まれているかの有無	有 ・ 無	

上記の内容にて（申請者名） _____ は、（事業所名） _____ に
就職している者であることを証明する

年 月 日

証明者（事業所）住所

代表者

誓約書兼同意書

私は、本助成金の交付を受けるにあたり、提出する書類の内容に責任を持ち、虚偽等の内容によって不正に交付を受けたときは助成金を返還することを誓約いたします。また交付を受けるにあたり、私の村税等納付状況及び住所・年齢等住民情報の状況について、貴職が調査することに同意します。

年 月 日

申請者住所 大野郡白川村大字

氏名

様

白川村長

白川村通勤就職者助成金交付（変更・再開）決定通知書

1、住所要件

住民基本台帳登録地(住民票)上の住所
大野郡白川村

2、就業条件

住所要件	就業要件	手当要件
総合判定	交付可・交付不可	

3、通勤日数

	一年を通して所定の通勤日数が週5日以上（年間217日以上）
	一年を通して所定の通勤日数が週4日（年間169日～216日）
	一年を通して所定の通勤日数が週3日（年間121日～168日）

4、交付年数

年目/10年

5、交付決定通知

交付の要件を満たしているため、交付額を下記のとおり決定いたしましたので通知します。

助成金（年間） 交付決定額	前期分 （4月～11月分）	後期分 （12月～3月分）	合計額
円	円	円	円

年 月 日

白川村通勤就職者助成金現況届兼交付請求書

白川村長様

住所 大野郡白川村大字

氏名

電話番号

年 月 日付け白第 号 で交付決定のあった、年度 白川村
通勤就職者助成金を下記のとおり請求します。

金 円 （但し、月分から 月分までの給付金）

交付決定額	今回請求額	残額
円	円	円

【振込口座】

銀行名		支店名	
種別		口座番号	
口座名義（カナ）			
口座名義（漢字）			

【現況届】

就職先		職種	
通勤方法	自家用車通勤 ・ 公共交通機関		
通勤経路 (自家用車のみ)	一般道利用 ・ 高速道路利用	距離（一般道）	片道 _____ km
通勤日数	<input type="checkbox"/> 一年を通して所定の通勤日数が週5日以上（年間217日以上） <input type="checkbox"/> 一年を通して所定の通勤日数が週4日（年間169日～216日） <input type="checkbox"/> 一年を通して所定の通勤日数が週3日（年間121日～168日）		
通勤手当	通勤手当に高速料金が含まれているかの有無	有 ・ 無	

上記の内容にて（申請者名） _____ は、（事業所名） _____ に
現在も継続して就職している者であることを証明する

年 月 日

証明者（事業所）住 所

代表者

様式第4号（第9条関係）

白川村通勤就職者助成金変更承認申請書

年 月 日

白 川 村 長 様

住所 大野郡白川村大字

氏名

先に交付の決定を受けた助成金の申請の内容を変更したいので、白川村通勤
就職者助成金交付要綱第9条により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 助成金交付決定日 年 月 日

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)